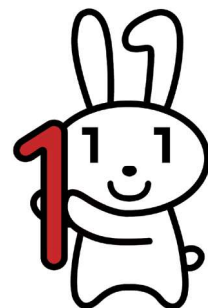
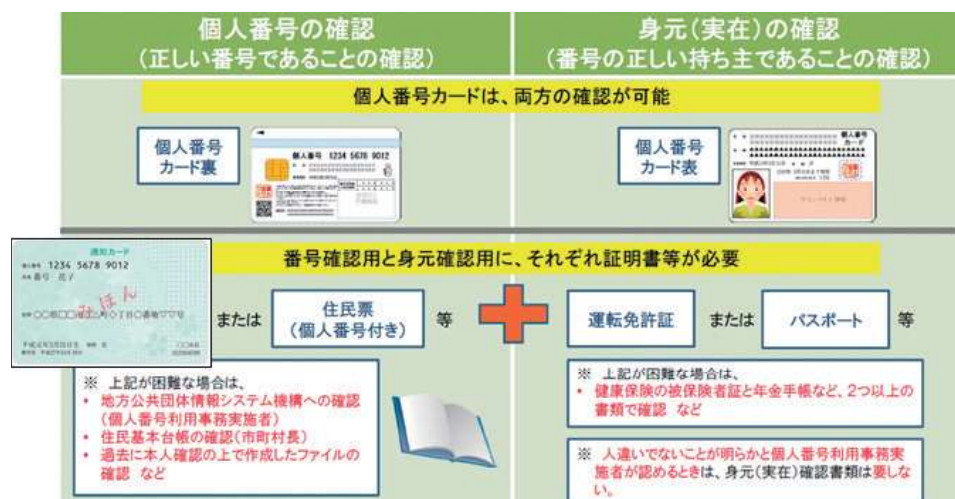


マイナンバー



の利用がはじまりました!!

本年1月から社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用が開始されました。今月号では、マイナンバーが必要となる主な手続きなどについてお知らせします。



マイナンバーの利用開始に伴い、各種の申請や届出の際にマイナンバーを記入していただくこととなりました。マイナンバーの記入が必要な手続きでは、「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要となります。

①『マイナンバーの確認』と『本人確認』が必要となります!

マイナンバーの確認と本人確認は、「個人番号カード」をお持ちであれば、カード1枚で確認が可能です。(カードは申請すると取得できます。)

個人番号カードをお持ちでない方は、マイナンバーの確認として「通知カード」又は「マイナンバーが記載された住民票」、本人確認として顔写真付きの「運転免許証」や「パスポート」で確認を行います。また、顔写真付きの証明書をお持ちでない方の本人確認は、「健康保険証」、「年金手帳」など、官公庁が発行している2種類以上のもので行います。

② 代理人による申請と届出には『代理権の確認』、『代理人の身元確認』、『本人のマイナンバー確認』が必要となります!

本人による申請・届出が困難な場合は、「代理人」による申請・届出ができます。

この場合、次の書類等が必要となります。

(1) 代理権の確認

- ア：『法定代理人』の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- イ：『任意代理人』の場合は、委任状
- ウ：「ア」、「イ」が困難であると認められる場合は、本人の健康保険証など

(2) 代理人の身元確認

①の本人確認と同じ

(3) 本人のマイナンバーの確認

- ア：本人の個人番号カード又は写し
- イ：本人の通知カード又はその写し
- ウ：本人のマイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

③ 次の手続きでマイナンバーが必要となります！

マイナンバーを記入していただく主な手続きについてお知らせします。

※申請・届出の種類により、マイナンバーの記入・提示が必要となる時期が異なりますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。）

手続き	申請・届出の種類	お問い合わせ
国民健康保険、について	●被保険者の資格取得届・喪失届 ●被保険者証、高齢受給者証の再交付申請 ●70歳以上一部負担金割合に係る基準収入額適用申請 ●標準負担額減額・限度額適用認定申請 ●高額療養費などの各種医療費の支給申請	町民課医療保険係 ☎ 2-1213 (内線：145・158)
後期高齢者医療、について	●75歳到達の方以外の加入・撤回 ●被保険者証の再交付申請 ●一部負担割合に係る基準収入額適用申請 ●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、再交付申請 ●高額療養費などの各種医療費の支給申請	
介護保険、について	●第1号被保険者の資格取得届 ●第2号被保険者の被保険者証交付申請 ●要介護認定の申請 ●居宅サービス計画作成依頼の届出 ●福祉用具購入費の支給申請 ●住宅改修費の支給申請 ●高額介護サービス費の支給申請 ●特定入所者介護サービスの支給申請	保健福祉課介護保険係 ☎ 2-1212 (内線：145・158)
障がい者福祉、について	●介護給付費等の支給申請 ●特定障害者特別給付費等の支給申請 ●地域相談支援給付費等の支給申請 ●自立支援医療費の支給申請 ●身体障害者手帳の交付申請 ●精神障害者保健福祉手帳の交付申請 ●特別児童扶養手当支給申請、現況届 ●障がい児通所給付費等の支給申請 ●生活保護の申請	保健福祉課社会福祉係 ☎ 2-1212 (内線 151・152)
児童福祉、について	●児童扶養手当の認定請求、現況届 ●児童手当の認定請求、現況届	
	●保育所の入所申込み ●母子健康手帳の交付申請	
税金、について	●町・道民税申告書の提出 ●給与所得者・公的年金等受給者雑損控除、医療控除申告書の提出 ●退職所得申告書の提出 ●給与支払報告書の提出 ●償却資産に関する申告 ●町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税減免申請	企画財政課 町民税係・資産税係 ☎ 2-1214 (内線：164・165)

手続き	申請・届出の種類	お問い合わせ
戸籍・住民票、について	●転入・転出・転居などの異動、戸籍届出による氏名の変更の際にマイナンバーカードの記載事項の変更が必要となります。	町民課戸籍年金係 ☎ 2-1213 (内線：141・143・144)

※国民年金事務については当分の間、マイナンバーの利用はできないこととなっています。

※このほかの福祉、医療、介護などの社会保障や税に関する手続きにおいてもマイナンバーが必要となる場合があります。手続きの際には、マイナンバーが記載された通知カードや個人番号カード、身分を証明する証明書等を必ずお持ちください。

こんな電話などに注意してください!!

- マイナンバーの通知や利用、個人カードの交付などの手続きで…
- △国の関係省庁や地方公共団体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
- △ATMの操作をお願いすることも一切ありません。
- ※こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。
- 電話・メール・訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任に問われることはありません。

4 マイナンバー制度に便乗した不正な“勧誘”や“個人情報”の取得”にご注意ください!

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話・メール・手紙・訪問などに関する情報が寄せられています。

注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口、相談事例をお知らせいたしますので不審な電話・メール・手紙・訪問などには十分に注意し、内容に応じて相談窓口をご利用ください。

※マイナンバーの利用範囲は、法律で、“社会保障”、“税”、“災害対策”の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人を確認することになっています。なお、このようなケースで電話でマイナンバーの提供を求められることはありません。

を電話で聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切るか又は無視してください。内容によってはすぐに警察の相談専用窓口や個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あつせん窓口をご利用ください。

○マイナンバーQ & A
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/qa_case.pdf

ご相談は各窓口までご連絡ください！

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-950178

☆平日

9時30分～22時

☆土日祝日（年末年始を除く）

9時30分～17時30分

※一部IP電話等でつながらない場合は…

▶通知カード、個人番号カードについては

☎ 050-3818-1250

▶その他のお問い合わせは

☎ 050-3816-9405

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※原則、最寄の市区町村の消費者生活センターや消費者生活相談窓口などをご案内しますので相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

●警察相談専用電話 ☎ #9110 又は最寄の警察署までご連絡ください。

※『#9110』は原則、平日の8時30分～17時15分（道警本部では土日祝日・時間外は24時間受け付け体制で対応しています。）

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取り扱いに関する苦情はこちら》

●個人情報保護委員会

マイナンバー苦情あっせん窓口

☎ 03-6441-3452

☆平日

9時30分～17時30分

※役場でもマイナンバーに関するお問い合わせに対応します。



主な相談事例

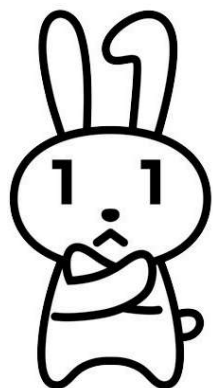
《実際に被害にあった事例》

●地方公共団体の職員を名取る者が訪問し、『役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる』などと言われ、マイナンバーカードの登録料名目にお金をだまし取られた。

《不審な電話・メール・手紙・訪問などに関する事例》

●地方公共団体の職員を名取る者から『マイナンバーが届いていると思うが、役所では1件ごとに確認している』『届いているのであれば番号を教えてください』と電話があり、マイナンバーを聞かれた。

●男が訪問し、『役所からマイナンバーの手続きで来た。通帳を見せてほしい』と言われ通帳を見せた。さらに『印鑑を貸してほしいと言われ、差し出された何らかの書類に印鑑を押してしまった。』



ご注意
ください！